

議案第105号

世田谷区立図書館の指定管理者の指定

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立図書館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立烏山図書館	株式会社ヴィアックス	東京都中野区弥生町二丁目8番15号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立下馬図書館	世田谷TRC・東急コミュニティーグループ	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
世田谷区立経堂図書館	株式会社図書館流通センター	東京都文京区大塚三丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで